

奈良県産業廃棄物排出抑制等設備導入支援事業補助金交付要綱

（目的）

第1条 この補助金は、奈良県産業廃棄物税条例（平成15年奈良県条例第43号）第19条の規定に基づき、産業廃棄物の排出抑制、減量化又はリサイクルに係る設備の導入等及びそれに伴う施設の整備に要する経費の一部を補助することにより、県内の産業廃棄物の排出抑制及び循環資源の循環的な利用を促進し、環境への負荷が少ない持続的な発展が可能な循環型社会の早期実現を目指すことを目的とする。

（通則）

第2条 奈良県産業廃棄物排出抑制等設備導入支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、奈良県補助金等交付規則（平成8年6月28日奈良県規則第8号（以下「規則」という。））に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（定義）

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）「産業廃棄物」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第4項に規定する産業廃棄物をいう。
- （2）「排出抑制」とは、産業廃棄物の排出抑制に資する行為をいう。
- （3）「減量化」とは、産業廃棄物の減量化に資する行為をいう。
- （4）「リサイクル」とは、産業廃棄物の再資源化又は産業廃棄物の製品化に資する行為をいう。
- （5）「循環資源」とは、循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）第2条第3項に規定する循環資源をいう。

（補助対象等）

第4条 補助対象者、補助対象事業、補助率、補助対象経費及び上限額は、別表に定める。

なお、補助対象事業は、他の補助制度の補助対象事業として採択されていないものに限る。

（設備導入計画書の提出）

第5条 補助金の交付申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、奈良県産業廃棄物排出抑制等設備導入計画書（第1号様式）及び知事が必要と認める書類（以下「計画書等」という。）を提出しなければならない。

（補助金の交付決定の内定）

第6条 知事は、前条に規定する計画書の提出があったときは、当該計画に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金を交付すべきものと認めるときは、補助金を交付しようとする計画及び交付しようとする額の内定を行うものとする。

2 知事は、前項の場合において必要があると認めるときは、当該計画に係る事項につき修正を加えて補助金の交付の内定をすることができる。

3 知事は、前2項に規定する内定をするにあたり、奈良県産業廃棄物排出抑制等事業費補助金審査委員会（以下「審査委員会」という。）の意見を聴くものとする。

4 審査委員会は、必要に応じて、当該計画に係る調査を行い、申請者に説明を求めることができる。

(内定の通知)

第7条 知事は、補助金の交付を内定したときは、その内容を申請者に通知するものとする。

(計画書等の取り下げ)

第8条 申請者は、前条の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金の交付の内定に不服があるときは、知事が定める期日までに計画書等の取り下げをすることができる。

2 前項の規定による計画書等の取り下げがあったときは、当該計画に係る補助金の交付の内定はなかったものとみなす。

(補助金の交付の申請)

第9条 前2条の規定による補助金の交付の内定を受けた者は、奈良県産業廃棄物排出抑制等設備導入支援事業補助金交付申請書(第2号様式)を別に定める日までに、知事に提出しなければならない。

(交付決定)

第10条 知事は、補助金交付申請があったときは、当該補助金交付申請書の審査を行い、補助金の交付を決定し、申請者に通知するものとする。

(補助事業の内容又は経費の配分の変更)

第11条 補助事業者は、補助事業の内容又は補助事業に要する経費の変更を行おうとするときは、あらかじめ奈良県産業廃棄物排出抑制等設備導入支援事業変更承認申請書(第3号様式)を知事に提出し、承認を受けなければならない。但し、次の各号に定める場合を除く軽微な変更については、この限りではない。

- ①補助事業の内容を著しく変更する場合
- ②各区分における補助金を20%を超えて変更する場合
- ③補助金申請額の合計を変更する場合

2 知事は、前項の変更には、必要に応じ条件を付し、これを承認することができる。

(補助事業の中止又は廃止)

第12条 補助事業者は、やむを得ない事情により補助事業を中止又は廃止する必要が生じた場合には、あらかじめ奈良県産業廃棄物排出抑制等設備導入支援事業中止(廃止)承認申請書(第4号様式)を知事に提出し、承認を受けなければならない。

(補助事業遅延等の報告)

第13条 補助事業者は、規則第4条第1項の規定により交付決定を受けた補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合においては、ただちに奈良県産業廃棄物排出抑制等設備導入支援事業遅延等報告書(第5号様式)を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(導入完了届)

第14条 補助事業者は、設備の導入が完了したときは、速やかに奈良県産業廃棄物排出抑制等設備導入支援事業導入完了届(第6号様式)を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第15条 補助事業者は、補助事業を完了したとき(補助事業の廃止の承認を受けたときを含む)、又は補助事業の交付決定に係る会計年度が終了したときは、その完了又は終了した日から15日以内に奈良県産業廃棄物排出抑制等設備導入支援事業実績報告書(以下「実績報告書」)(第7号様式)という。)を知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定及び通知)

第16条 知事は、補助事業の実績報告を受けたときは、当該報告書の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第17条 補助事業者は、補助金の概算払い又は精算払いを受けようとするときは、奈良県産業廃棄物排出抑制等設備導入支援事業補助金支払請求書(第8号様式)を知事に提出しなければならない。

(経過状況報告)

第18条 補助事業者は、補助事業完了後も産業廃棄物の排出抑制等を促進しなければならない。

2 補助事業者は、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間は、毎会計年度終了後15日以内に、当該補助事業に係る過去1年間の産業廃棄物の排出抑制等の状況を記載した奈良県産業廃棄物排出抑制等設備導入支援事業経過報告書(以下「経過報告書」(第9号様式)という。)を知事に提出しなければならない。

3 知事は、必要に応じて、補助事業者を経過報告書に係る資料の提出を求め、現地調査をすることができる。

4 補助事業者は、経過報告書に係る証拠書類を当該報告に係る会計年度終了後5年間保存しなければならない。

(財産の管理及び処分)

第19条 補助事業者は、補助事業が完了した後も補助事業により取得し又は効用が増加した機械等(以下「財産」という。)を適切に管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効果的な運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、減価償却期間が経過する以前に財産を処分しようとするときは、あらかじめ奈良県産業廃棄物排出抑制等設備導入支援事業財産処分承認申請書(第10号様式)により、財産処分の承認に関する申請をし、知事の承認を得なければならない。ただし、当該財産の取得価格又は増加価格が50万円未満の場合にあっては、この限りではない。

(収益納付)

第20条 第19条の規定による財産処分により収益が生じたとき知事が認めるとき、知事は交付した金額の全部又は一部に相当する金額を補助事業者に納付させることができる。

(公開)

第21条 知事は、実績報告書及び経過報告書の提出があった補助事業について、その成果のうち補助事業者が不利益となる情報を除き公開することができる。

(その他)

第22条 本要綱に関しその他必要な事項は、知事が別途定める。

附則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

別表

補助対象者	補助対象事業	補助率	補助対象経費	上限額
<p>①県内に事業所を置く事業者</p> <p>②主に①の者で構成される法人格を有する団体</p>	<p>①自ら排出する産業廃棄物の排出抑制、減量化、リサイクルに係る設備機器の整備</p> <p>②他者が排出する産業廃棄物のリサイクルに係る設備機器の整備</p> <p>※但し、新たな排出抑制、減量化、リサイクルの効果が確実に見込める機器の整備に限る。</p>	<p>補助対象経費の1/3以内</p>	<p>①機械装置費</p> <p>②施設整備費</p> <p>③委託費</p> <p>④その他経費のうち知事が必要かつ適当と認めるもの</p>	<p>300万円</p>

※消費税は補助対象外とする。

第1号様式（第5条関係）

□□ 年度 奈良県産業廃棄物排出抑制等設備導入計画書

□□ 年 月 日

奈良県知事 様

申請者 住 所 〒

氏名又は名称及び代表者職氏名

印

担当者 職・氏名

連絡先 住所

TEL

FAX

E-mail

□□ 年度奈良県産業廃棄物排出抑制等設備導入支援事業補助金の交付を受けたいので、奈良県産業廃棄物排出抑制等設備導入支援事業補助金交付要綱第5条の規定により、次の関係書類を添えて提出します。

関係書類

- 1 事業計画書
- 2 事業者概要書
- 3 最近2年間の財務諸表
- 4 法人にあっては定款及び登記簿謄本、個人にあっては住民票抄本
- 5 納税証明書（法人にあっては法人県民税及び法人事業税、個人にあっては個人事業税）
- 6 その他知事が必要と認める書類

備考

用紙の大きさは日本工業規格A4とする。

事業計画書

1. 事業名

2. 実施場所

3. 対象となる産業廃棄物（種類、発生・排出及び処理の現状と目標）

（単位：t）

種類	排出量		再生利用量		減量化量		委託処理量	
	現状	目標	現状	目標	現状	目標	現状	目標

4. 対象となる産業廃棄物の現在までの排出抑制等の取組の状況

5. 導入しようとする設備の内容

（1）排出抑制・再利用等の方法

（2）設備の規模及び能力の妥当性

(3) 導入日程

項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月

6. 再生品の種類、用途及び生産量、品質・安全性
(規格・品質等の基準適合や環境基準への適合状況)

7. 設備の導入に必要な許可及び届出

8. 資金計画

①資金調達

区分	金額 (円)	資金の調達先	備考
自己資金			
借入金			
補助金			
その他			
合計額			

② 資金支出

経費 区分	品 目	仕 様	数量	単位	単 価 (円)	補助事業に要 する経費 (円)	補助対象 経費 (円)	補助金 要望額 (円)	備 考
機 械 装 置 費									
		計							
施 設 整 備 費									
		計							
委 託 費									
		計							
そ の 他 の 経 費									
		計							
合 計									

事業者概要書

1. 申請者の概要

申請者名			
連絡先 住所等	〒		
	担当者名		E-Mail
	電話番号		F A X
設立年月日		資本金	
従業員数			

①事業内容

②企業の沿革

③環境法令等の順守の状況

④補助金の交付を受けた実績等

2. 産業廃棄物の状況

産業廃棄物の種類	発生量 (t/年)	減量化量 (t/年)	再生利用量 (t/年)	排出量 (t/年)

※産業廃棄物の発生フロー

3. 経営状況

(単位：千円)

項目	期別	第〇〇期	第〇〇期
		〇年〇月〇〇日から 〇年〇月〇〇日	〇年〇月〇〇日から 〇年〇月〇〇日
売上高 A			
経常利益 B			
総資本 C			
自己資本 D			
流動資産 E			
流動負債 F			
総資本経常利益率 $\frac{B \times 100}{C}$			
売上高経常利益率 $\frac{B \times 100}{A}$			
自己資本比率 $\frac{D \times 100}{C}$			
流動比率 $\frac{E \times 100}{F}$			

※本資料は、過去2期又は3期（決算期間が1年であるときは2期、半年であるときは3期とする。）の財務諸表により作成してください。

※金額は、百円の位を四捨五入して千円単位で記入してください。率は、小数第2位を四捨五入して小数第1位まで記入してください。

第2号様式（第9条関係）

□□ 年度 奈良県産業廃棄物排出抑制等設備導入支援事業補助金交付申請書

□□ 年 月 日

奈良県知事 様

申請者 住 所 〒

氏名又は名称及び代表者職氏名

印

担当者 職・氏名

連絡先 住所

TEL

FAX

E-mail

□□ 年度奈良県産業廃棄物排出抑制等設備導入支援事業補助金の交付を受けたいので、奈良県補助金等交付規則第3条及び奈良県産業廃棄物排出抑制等設備導入支援事業補助金交付要綱第9条の規定により、下記とおり関係書類を添えて提出します。

記

補助金交付申請額 _____ 円

完了予定年月日 _____ 平成 年 月 日

関係書類

- 1 事業計画書
- 2 事業者概要書
- 3 最近2年間の財務諸表
- 4 法人にあっては定款及び登記簿謄本、個人にあっては住民票抄本
- 5 納税証明書（法人にあっては法人県民税及び法人事業税、個人にあっては個人事業税）
- 6 その他知事が必要と認める書類

備考

用紙の大きさは日本工業規格A4とする。

第3号様式（第11条関係）

□□ 年度奈良県産業廃棄物排出抑制等設備導入支援事業変更承認申請書

□□ 年 月 日

奈良県知事 様

申請者 住 所 〒

氏名又は名称及び代表者職氏名

印

担当者 職・氏名
連絡先 住所
TEL
FAX
E-mail

□□ 年 月 日付け奈良県指令第 □□ 号で補助金の交付決定があった奈良県産業廃棄物排出抑制等設備導入支援事業について、下記のとおり内容を変更したいので、奈良県補助金等交付規則第3条及び奈良県産業廃棄物排出抑制等設備導入支援事業補助金交付要綱第11条の規定により変更申請します。

また、奈良県産業廃棄物排出抑制等設備導入支援事業補助金 □□ 円（変更前 □□ 円）を変更されるよう、奈良県補助金等交付規則第3条等の規定により申請します。

関係書類

事業変更計画書

- （注）（1）変更の理由についてはできるだけ詳細に記入すること
（2）事業計画書は、変更前と変更後を比較対照できるよう変更部分を2段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること

備考 用紙の大きさは日本工業規格A4とする。

事業変更計画書

1. 変更内容

2. 変更理由

3. 資金調達内訳

区 分	金 額 (円)	資金の調達先	備 考
自己資金			
借入金			
補助金			
その他			
合 計 額			

4. 資金支出実績

経費区分	補助事業に 要する経費	補助対象 経費	補助金額		備 考
			交付決定額	変更申請額	
機械装置費					
施設整備費					
委 託 費					
その他の経費					
合計					

5. 資金支出内訳

経費 区分	品目	仕様	数量	単位	単価 (円)	補助事業に 要する経費(円)	補助対象 経費(円)	補助金 要望額(円)	備考
機 械 装 置 費									
		計							
施 設 整 備 費									
		計							
委 託 費									
		計							
そ の 他 の 経 費									
		計							
合 計									

第4号様式（第12条関係）

□□ 年度奈良県産業廃棄物排出抑制等設備導入支援事業中止（廃止）承認申請書

□□ 年 月 日

奈良県知事

様

申請者 住所 〒

氏名又は名称及び代表者職氏名

印

担当者 職・氏名

連絡先 住所

TEL

FAX

E-mail

□□ 年 月 日付け奈良県指令第 号で補助金の交付決定のあった奈良県産業廃棄物排出抑制等設備導入支援事業について、下記の理由によりとおり中止（廃止）したいので、奈良県産業廃棄物排出抑制等設備導入支援事業補助金交付要綱第12条の規定により申請します。

記

1. 中止（廃止）の理由

（注）中止の理由についてはできるだけ詳細に記入すること。

備考 用紙の大きさは日本工業規格A4とする。

第5号様式（第13条関係）

□□ 年度奈良県産業廃棄物排出抑制等設備導入支援事業遅延等報告書

□□ 年 月 日

奈良県知事

様

申請者 住 所 〒

氏名又は名称及び代表者職氏名

印

担当者 職・氏名

連絡先 住所

TEL

FAX

E-mail

□□ 年 月 日付け奈良県指令第 号で補助金の交付決定のあった奈良県産業廃棄物排出抑制等設備導入支援事業について、奈良県産業廃棄物排出抑制等設備導入支援事業補助金交付要綱第13条の規定により、下記のとおり報告します。

関係書類

1. 補助事業の進捗状況
2. 補助事業に要した経費
3. 遅延等の理由及び内容
4. 補助事業の遂行及び完了の見込み

備考 用紙の大きさは日本工業規格A4とする。

第6号様式（第14条関係）

□□ 年度奈良県産業廃棄物排出抑制等設備導入支援事業導入完了届

□□ 年 月 日

奈良県知事 様

申請者 住 所 〒

氏名又は名称及び代表者職氏名

印

担当者 職・氏名

連絡先 住所

TEL

FAX

E-mail

□□ 年 月 日付け奈良県指令第 号で補助金の交付決定のあった奈良県産業廃棄物排出抑制等設備導入支援事業について、奈良県産業廃棄物排出抑制等設備導入支援事業補助金交付要綱第14条の規定により下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

1. 事業実施期間

着手 年 月 日

完了 年 月 日

2. 資金支出実績

経費区分	補助事業に要する経費	補助対象経費	補助金額		備考
			交付決定額	支出額	
機械装置費					
施設整備費					
委託費					
その他経費					
合計					

備考 用紙の大きさは日本工業規格A4とする。

第7号様式（第15条関係）

□□ 年度奈良県産業廃棄物排出抑制等設備導入支援事業実績報告書

□□ 年 月 日

奈良県知事 様

申請者 住 所 〒

氏名又は名称及び代表者職氏名

印

担当者 職・氏名
連絡先 住所
TEL
FAX
E-mail

□□ 年 月 日付け奈良県指令第 号で補助金の交付決定のあった奈良県産業廃棄物排出抑制等設備導入支援事業について、奈良県産業廃棄物排出抑制等設備導入支援事業補助金交付要綱第15条の規定により、その実績を関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

1. 補助金交付決定額 _____ 円

2. 補助金精算額 _____ 円

3. 補助事業の実施期間 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

関係書類

1. 事業実績書
2. その他知事が必要と認める書類

備考 用紙の大きさは日本工業規格A4とする。

事業実績書

1. 事業名

2. 対象となる産業廃棄物（種類、発生・排出及び処理状況） （単位：t）

種類	排出量		再生利用量		減量化量		委託処理量	
	導入前	導入後	導入前	導入後	導入前	導入後	導入前	導入後

3. 今後の課題と方針

4. 資金調達実績

調達区分	金額	調達先	備考
補助金			
自己資金			
借入金			
その他			
合計			

第8号様式（第17条関係）

□□ 年度奈良県産業廃棄物排出抑制等設備導入支援事業補助金支払請求書

□□ 年 月 日

奈良県知事 様

申請者 住 所 〒

氏名又は名称及び代表者職氏名

印

担当者 職・氏名

連絡先 住所

TEL

FAX

E-mail

□□ 年 月 日付け奈良県指令第 □□ 号で補助金の交付決定のあった奈良県産業廃棄物排出抑制等設備導入支援事業について、奈良県産業廃棄物排出抑制等設備導入支援事業補助金交付要綱第17条の規定により、金 □□□□□□□□ 円を概算（精算）払いにより交付されたく請求します。

○概算（精算）払状況

経費区分	交付決定額 又は 確定額	補助金額			備考
		既受領額	今回請求額	請求残額	
機械装置費					
施設整備費					
委託費					
その他の 経費					
合計					

備考 用紙の大きさは日本工業規格A4とする。

第9号様式（第18条関係）

奈良県産業廃棄物排出抑制等設備導入支援事業経過報告書

平成 年 月 日

奈良県知事 様

申請者 住 所 〒

氏名又は名称及び代表者職氏名

印

担当者 職・氏名
連絡先 住所
TEL
FAX
E-mail

補助事業実施後の現在の状況について、奈良県産業廃棄物排出抑制等設備導入支援事業補助金交付要綱第18条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

1. 補助を受けた年度
2. 事業名
3. 排出抑制等目標値

(単位: t)

種類	排出量		再生利用量		減量化量		委託処理量	
	目標値	実績値	目標値	実績値	目標値	実績値	目標値	実績値

4. 今後の課題と方針

第10号様式（第19条関係）

□□ 年度奈良県産業廃棄物排出抑制等設備導入支援事業財産処分承認申請書

□□ 年 月 日

奈良県知事 様

申請者 住 所 〒

氏名又は名称及び代表者職氏名

印

担当者 職・氏名

連絡先 住所

TEL

FAX

E-mail

□□ 年 月 日付け奈良県指令第 □□ 号で補助金の交付決定のあった奈良県産業廃棄物排出抑制等設備導入支援事業に係る財産を処分したいので、奈良県産業廃棄物排出抑制等設備導入支援事業補助金交付要綱第19条等の規定により、承認を申請します。

関係書類

1. 財産の名称及び取得年月日
2. 取得価格及び時価
3. 処分の方法（売却価格の場合は、売却先及び売却価格を記載すること）
4. 処分の理由経過調書

備考

用紙の大きさは日本工業規格A4とする。